

令和2年第1回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和2年第1回中津川市議会（定例会）に、条例13件、人事2件、その他7件、補正予算7件、当初予算8件、合計37件の議案を提出します。

（条 例）**1、中津川市積立基金条例の一部改正について**

森林環境譲与税基金を設置するため、改正する。

- ①森林整備等の事業を進めるにあたって、森林環境譲与税を活用し、将来の森林整備の備えとするため、基金を設立する。
- ②条例に森林環境譲与税基金を加える。
- ③施行期日 公布の日

2、中津川市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

工場立地法で規定される緑地及び環境施設の面積割合を緩和し、企業の生産活動を支援するため、制定する。

- ①工場立地法により一定規模以上の工場に対し生産施設、緑地、環境施設の面積割合を定められているが、市内企業からは、新たな用地確保が難しいことから敷地内での増設を進めたいとして、緑地等の面積割合の緩和が求められている。

面積割合は地域の実情に応じて条例で定められることとなっており、企業の生産活動を支援するため、面積割合を緩和する条例を制定する。

- ②緩和割合は当市の市街化状況や用途区域の性格等を踏まえ以下のようにする。

【現行（法の規定）】

区域	緑地及び環境施設の割合	うち緑地の割合
全域	25%以上	20%以上

【条例の規定】

区域	緑地及び環境施設の割合	うち緑地の割合
準工業地域	15%以上	10%以上
工業地域、工業専用地域	10%以上	5%以上
用途地域以外の地域	10%以上	5%以上

※その他の用途地域（住居地域、商業地域等）は現行のままとする。

- ③施行期日 令和2年4月1日

3、中津川市印鑑条例の一部改正について

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、改正する。

- ①成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正された。
- ②印鑑の登録を受けることができないものとして規定した「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正する。
印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせ条文を整備する。
- ③施行期日 公布の日

4、中津川市手数料条例の一部改正について

通知カードの廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じるため、改正する。

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正により通知カードが廃止されるため、通知カードの再交付手数料の規定を削除する。
- ②住民基本台帳法の一部改正により、「除票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の除票の写しの交付」が明文化されたため、除票の写し等交付手数料及び戸籍の附票の除票の写し交付手数料を加える。
- ③臨時運行許可申請手数料(仮ナンバー)を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の標準額に合わせるため、臨時運行許可申請手数料の金額を「650円」から「750円」に改める。
- ④施行期日 令和2年4月1日。ただし、①は、デジタル手続法の公布の日から1年以内で政令で定める日又は、公布の日のいずれか遅い日から施行する。

5、中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正について

老人福祉施設の3施設を用途廃止するため、改正する。

- ①次の施設を用途廃止する。
 - ・中津川市付知東ふれあいセンター
 - ・中津川市付知南ふれあいセンター
 - ・中津川市付知北ふれあいセンター
- ②施行期日 令和2年4月1日

6、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

- ①地方からの提案において、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大などが提出された。これにより家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、改正する。

②連携施設の確保

- ・代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和
- ・連携施設を確保しないことができる経過措置の延長
- ・卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和
- ・満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設確保義務の免除

③自園調理の充足

- ・自園調理が充足できていない場合の猶予期間の延長
- ・外部搬入事業者の緩和

④施行期日 公布の日

7、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、連携の要件等が緩和されたことに伴い、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と連動して整備を行う。

②連携施設

- ・代替保育に係る連携施設の追加
- ・連携施設を確保しないことができる経過措置の延長
- ・卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和
- ・満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設確保義務の免除

③施行期日 公布の日

8、中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

①厚生労働省令において、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。

令和2年の改正において、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することと改正されるため、市の基準を定めている条例を改正する。

②放課後児童支援員の配置要件について、市長が特に認める場合には、放課後児童支援員の数を1人とすることができることとする。

放課後児童支援員の研修修了の経過措置について、研修を修了しなければいけない期間を令和5年3月31日まで延長する。

③施行期日 令和2年4月1日

9、中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市新公立病院改革プランに基づき、病院機能を再編するため、改正する。

①泌尿器科及び耳鼻いんこう科について、市民病院の受入れ態勢が整ったため、中津川市国民健康保険坂下診療所の診療科目から当該2科を削り、市民病院に集約する。

②施行期日 令和2年4月1日

10、中津川市火葬場の設置等に関する条例の一部改正について

火葬場の使用料を改定するため、改正する。

①市外使用料を本市住民使用料に30割を増額（4倍）した額とする。

区分	本市住民	市外 (改正前)	市外 (改正後)
死体			
12歳以上	5,000円	10,000円	20,000円
12歳未満	3,000円	6,000円	12,000円
死産児	2,000円	4,000円	8,000円
産汚物、胞衣及び手術肢体	630円	1,260円	2,520円

②施行期日 令和2年4月1日

11、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①国民健康保険法施行令が一部改正され、応益分の軽減判定基準及び基礎賦課額、介護納付金課税額について改正されたため、次の通り改正する。

②保険料賦課限度額を引き上げる。

	基礎賦課分	後期高齢者分	介護納付金分	合計
現行	610,000円	190,000円	160,000円	960,000円
改正後	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

③軽減判定所得で世帯判定人数に乗じる額を引き上げる。

	2割軽減基準額	5割軽減基準額
現行	33万円+51万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
改正後	33万円+52万円×被保険者数	33万円+28.5万円×被保険者数

④施行期日 令和2年4月1日

12、中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について

危険物製造所等の完成検査済証の再交付に係る手数料を定めるため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正する。

①危険物製造所等の完成検査済証の再交付にかかる手数料が個別に定められていない。

高圧ガス設備の検査等の事務に圧縮水素自動車燃料装置用容器が加えられたことに伴い、地方公共団体が標準とされている地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正された。

②危険物製造所等の設置・変更許可書の再交付に関する手数料の規定に完成検査済証の再交付に関する手数料を加える。

高圧ガス設備の容器検査の対象に圧縮水素自動車燃料装置用容器を加える。

③施行期日 令和2年4月1日

13、中津川市消防団条例の一部改正について

消防団員の定員及び手当の額の変更並びに団員に支給する手当から共助会費を控除するため、改正する。

①団員の定員を1,938人から1,828人に変更する。

機能別団員の定員を250人から300人に変更する。

②班長及び団員並びに出場・訓練・警戒の手当を次のように改める。

区分	現在の手当	改正後の手当
班長	24,000円	25,000円
団員	20,000円	23,000円
出動・訓練・警戒	1,100円	1,600円

③手当から共助会費を控除できるようにするため、条文の追加を行う。

④施行期日 令和2年4月1日

(人 事)

1、中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 ばば けいこ
馬場 啓子 (再任)

2、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 みやけ ひでお
三宅 秀雄 (再任)

(その他)

1～4、事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について

①住民基本台帳法の一部改正により、「除票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の除票の写しの交付」が明文化されたことに伴い、東濃5市における証明書の交付等に係る事務委託に関する規約に上記を追加する必要があるため、協議する。

②施行期日 令和2年4月1日

5、財産の無償譲渡について

①譲渡財産

中津川市情報通信ネットワーク整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び付属設備
(平成21年度整備分)
延長 235,844m

②譲渡の相手方

岐阜県岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 徳升 良弘

③譲渡の条件

現在提供中の通信サービス及び新たな通信サービス等の提供に使用すること。

6、工事請負変更契約の締結について 【初日議決】

- ・工事名 坂本290号線道路改良工事 (第3工区)
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 変更前 180,360,000円
変更後 198,808,100円
- ・契約の相手方 中津川市千旦林1585番地の19
株式会社 加藤工務店
代表取締役 加藤 政太郎

7、矢平辺地に係る総合整備計画について

- ①計画区域 中津川市矢平地域 (福岡)
- ②計画期間 令和2年度から令和6年度まで
- ③計画内容 スクールバス整備事業

(補正予算)

- 1 令和元年度中津川市一般会計補正予算 【初日議決】
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算 【初日議決】
- 3 " 農業集落排水事業会計補正予算 【初日議決】
- 4 " 特定環境保全公共下水道事業会計補正予算 【初日議決】
- 5 " 介護保険事業会計補正予算 【初日議決】
- 6 " 後期高齢者医療事業会計補正予算 【初日議決】
- 7 " 病院事業会計補正予算 【初日議決】

(当初予算)

- 1 令和2年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 介護保険事業会計予算
- 5 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 6 " 水道事業会計予算
- 7 " 下水道事業会計予算
- 8 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊
電話：0573-66-1111 (内線442)